

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社に採用され、平成〇年〇月〇日からB会社（以下「会社」という。）に派遣されていたが、その後、平成〇年〇月〇日からは会社に正規雇用社員として採用された。

請求人は、金属等の分析、物性評価等を行う部署において、主に鉄製品の各種試験、測定作業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に左手首の外側が腫れて痛くなったことから、同月〇日にC整形外科医院に受診し「左手関節周囲炎」と診断され、平成〇年〇月〇日まで療養を行った。その間、発症時期は不明であるが、右手にも左手と同様の症状が現れ、さらに、右肘も痛くなり、療養を行った結果、いったん症状は治まったが、再び右肘が痛くなったことから、同年〇月〇日に同医院に受診し「右テニス肘」と診断された。

その後、療養を行った結果、症状は徐々に改善し、痛みを我慢しながら業務に従事していたが、再び痛みが現れたことから、同年〇月〇日に同医院に受診し「右上腕骨外上顆炎、右ドゥ・ケルバン腱鞘炎、右手関節部腱鞘炎、左手関節部腱鞘炎」と診断された。

請求人は、これらの疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に発症した疾病は、「右上腕骨外上顆炎、右ドゥ・ケルバン腱鞘炎、右手関節部腱鞘炎、左手関節部腱鞘炎」であり、主に試料の磁歪測定作業により発症したと申述しているので、以下に検討する。

請求人は試料を磁気計測器にセットする作業を反復して行っているが、当該試料は40g～70g程のもので、流れ作業によって、連続して、繰り返し行われるものではなく、当該作業が上肢等に負担のかかる作業とは考え難い。請求人は試料を裏返す作業により手首に負荷があったと訴えるが、上記のとおり取り扱う試料は軽量であり、1日当たり100枚程度の数量からしても、特に上肢に負担がかかるとは考えられないことから、D医師の「『上肢等に負担のかかる作業』には、該当しないと考えられる。」との意見を妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。